

◎四十九番（神山悦子君）日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、代表質問を行います。

初めに、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災、原発事故から間もなく九十年を迎えますが、去る二月十三日午後十一時八分、マグニチュード七・三、最大震度六強の大地震が再び県内を襲いました。幸い死亡者は出ていないものの、けがをされたり、住家等への被災を受けた全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、一年が経過した新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、現在入院治療中の方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。治療中の方々が一日も早く回復されますよう御祈念申し上げますとともに、県民の命を守るため最前線で日々奮闘されておられる医療従事者など全てのケア労働者、全てのエッセンシャルワーカーの皆様に対して心より感謝とお礼を申し上げます。

去る九月に発足した菅政権は、新型コロナウイルス感染症への対応を見ても、専門家などの科学的知見を重視せず、国民の命を守るよりもGOTO事業など経済対策を優先させたことが第三波まで感染を拡大させ、医療機関の逼迫を招いてきたことは明らかで、菅政権による人災です。その根本にあるのが、貧困と格差が広がり、自助だけでは限界なのに、自助と自分の身は自分で守れという自己責任論を押しつける冷酷な新自由主義です。

県は、二〇二一年度一般会計当初予算に一兆二千五百八十五億千四百万円を計上しました。県は、これらの予算を県民の命と暮らしを守ることを優先に、菅政権に対しても県民の立場ではつきり物を言うとともに、市町村を応援しながら、広域自治体としての県の役割をしつかり発揮するよう冒頭述べまして、以下質問に入ります。

福島県沖の地震についてです。

今月十三日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震は、二〇一一年の東日本大震災の余震とされています。その被害の全容はまだつかまれていませんが、住家被害は全壊や半壊、中でも一部損壊が多数に上り、重軽傷者は百二人となっています。

私たち日本共産党県議団は、地震発生翌日の十四日、高橋千鶴子、岩渕友両国会議員と共に二本松市の岳温泉地内を視察しました。建物が被災した二つの老舗旅館で内部を見せていただきながらお話を伺いましたが、外観をただだけでは分からなかった被害の大きさに驚くと同時に、資金繰りの面でも、この十年間の大震災、原発事故の風評被害やコロナの影響、今回の地震被害と何重にも被害を受け続け、非常に困惑している様子でした。

また、十六から十七日には相馬市と新地町を視察しましたが、特に新地町は屋根瓦が落下する住家被害が多数に上っており、県からの応援を求める声とともに、事業所等へのグループ補助などの有利な制度が激甚災害の指定が前提となっていることから、国や県の柔軟な対応を求める要望が出されています。一方、県南地方も住家等の被害が大きく、鏡石町では全壊が二十戸程度あるとの報道もあります。

今回の地震について、政府の地震調査研究推進本部は、「今後も長期間余震域や内陸を含むその周辺で規模の大きな地震が発生し、強い揺れや高い津波に見舞われる可能性がある」と注意を呼びかけています。

また、東北大学災害科学国際研究所の大野晋准教授は、今回の地震の揺れ方の特徴について、建物の被害につながる周期は小さい一方、外装材や屋根、設備機器、ブロック塀の短期周期の揺れは同等レベルの地点があったと解析しています。

これら専門家の知見を踏まえて、住家等の被害は外見だけでは分からない被害もあることから、市町村を応援しながら、二月十三日に発生した福島

県沖の地震の被害状況を丁寧に把握するとともに、速やかな被災者の生活再建を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

一方、福島第一原発と第二原発の地震の影響について、東京電力は核燃料プールからの溢水については地震直後に発表したものの、その後も汚染水タンクのずれや充填している窒素が漏れていたのは、十年前の事故時で受けた格納容器のひび割れが広がっているのではないかと、さらには三号機の建屋内に昨年設置した二基の地震計が故障していたが、修理をしないまま今回の地震データを記録できなかったなど、自ら公表していないことは重大な問題です。再び東電が安全神話に浸り始めているのではないかと、県の対応も問われます。

二月十三日に発生した福島県沖の地震に係る原子力発電所に対する県の対応について伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の強化についてです。

世界保健機関WHOがパンデミックを宣言してから丸一年が経過しました。新型コロナウイルス感染者は世界全体で一億人を超え、世界中で人間の命が危険にさらされ、暮らしや経済に深刻な打撃を与えています。まさに人類の危機です。国内でも第三波のただ中にあり、感染者は四十二万七千人、死亡者は七千五百人を超えました。

県内では、感染者が二月二十二日時点で千八百八十五人、死亡者は六十九人となり、クラスターが県内各地で発生し、累計三十五か所となりました。福島市の西部病院でクラスターが発生した十二月から拡大し、一月九日には一日当たり最多の四十六人となり、南会津町の田島ホームは県内最大のクラスターとなり、七十一人が確認されています。

その後も会津若松市の障がい者施設、二月に入り会津若松市の竹田総合病院、郡山市の高齢者施設、石川町の学法石川高校、さらに昨日郡山市の太

田綜合病院でクラスターが発生しました。

全国でも高齢者施設等での感染が広がっていることから、二月九日から十日にしんぶん赤旗が実施した聞き取り調査では、全国の半数を超える二十五都府県が高齢者施設等での積極的なPCR検査を実施または計画していることが明らかになりました。

さらに、二月四日の厚労省事務連絡を受けて、緊急事態宣言下の十都府県及び政令市や中核市を含めた三十九自治体で感染者が判明していない場合でも高齢者施設の職員などを対象に最大二万八千二百八十九か所でPCR検査を実施する計画が策定されました。一步前進ですが、これは三月中までであり、定期的な検査対象も職員だけであり、検査費用も相変わらず国は半分のみ負担です。

高齢者施設と医療機関において、職員や入所者、入院患者、出入り事業者に対して一斉かつ定期的にPCR検査を実施すべきですが、県の考えを伺います。

本県で医療機関や高齢者施設の感染拡大が多いのは、県の対応に遅れがなかったか、現地任せにしていなかったのか、全国と比較しても死亡率が高く、死者数も多いなど、検証と対策が必要です。

高齢者施設で多くのクラスターが発生し、本県感染者の死者数が多い現状をどのように分析し、どのような対策を講じていくのか、県の考えを尋ねます。

感染拡大を抑制するためには、私たち日本共産党県議団がこれまでも一貫して求めているように、感染を広げている無症状の感染者を早期発見し、隔離、保護することです。そのためには、クラスター対応にとどめず、面的、社会的なPCR検査を幅広く実施すべきです。

無症状の陽性者は、県の発表でも明らかですが、若い世代ばかりでなく、

七十代、八十代、中には九十代の高齢者もいます。しかし、県はなかなかその検査対象を広げようとはしてきませんでした。

県内では、クラスター発生が続いた郡山市が医療機関と連携し、幅広くPCR検査を実施しています。駅前の専門学校がクラスターになった際には、二千人を超える全ての学生、職員にPCR検査を何度も実施し、抑え込みました。

なお、PCRの検査方法について、このほど北海道大学病院の豊嶋氏が唾液検査もこれまでの鼻腔検査と同等の精度があるとの研究結果を発表しています。

さらに、全自動のPCR検査機器の開発、実用化も進んでいます。愛知県藤田医科大学では、川崎重工が開発した自動PCRシステムの導入準備を進めています。一日最大十六時間稼働で、二人の操業者がいれば一日二千五百回の検査が可能とされ、しかもコンテナなので、地域の居住者や高齢者施設等へも移動し、検査ができます。本県も唾液検査と組み合わせるなどしながら、社会的、積極的にPCR検査をする手だてを講じるべきです。

無症状の感染者を早期発見、隔離、保護するため、面的、社会的なPCR検査を大規模に行う戦略が必要であると思いますが、県感染対策本部長の知事の考えを伺います。

また、幅広くPCR検査を実施するため、検査費用の二分の一の地方負担を国の負担とするよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

政府は、一月十八日、二〇二一年度予算案を国会に提出しましたが、一般会計は過去最大の総額百六兆六千九十七億円の規模となりました。これに先立ち、第三次補正予算を一月二十八日に成立させ、二一年度予算と合わせた十五か月予算としています。

しかし、コロナ対策には予備費から五兆円を充てただけであり、しかも今苦しんでいる医療機関の減収補填も国民の命と暮らしなどへの直接支援はなく、コロナ後のG・O・Tの事業などの経済対策が中心です。

一方、このコロナ禍の下でも憲法破壊の敵基地攻撃兵器の整備やアメリカからの兵器調達を前倒しで計上し、五兆三千四百億円としました。軍事費は九年連続の増額、七年連続の過去最大を更新しましたが、今こそ軍事費を削り、新型コロナ対策に回すべきです。

国連では、今年一月二十二日、核兵器は違法とする国際法、核兵器禁止条約がついに発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、いまだに署名も批准もしていないのはアメリカの核の傘に入っているからです。ところで、今日三日、国会で新型コロナウィルス対応の改定感染症法が可決成立し、十三日に施行されました。冷酷な菅政権は、当初は犯罪扱いできる刑事罰まで盛り込む方針でしたが、公衆衛生を担う保健所や専門家からも強い反対の声が上がり、結局行政罰と過料を科す法案が採択となりました。

我が党は、ハンセン病患者の強制隔離やエイズ患者を差別した過去の歴史的反省から、たとえ行政罰であっても、罰則規定の全面削除を求めています。ところが、菅政権は首相自身はじめ自民、公明と党幹部や国会議員が夜の銀座等で会食を繰り返しているのですから、とんでもありません。

国民には厳罰を求め、逼迫している保健所等にそれを判断させることになれば、差別と偏見、社会の分断を招き、感染症防止対策にも逆行します。感染症法の改定により規定された行政罰を適用すべきでないと思います。が、県の考えを尋ねます。

今新型コロナ感染拡大による影響で、県内でも医療機関は医療崩壊や経営危機にさらされ続けています。しかし、国も県も感染者を受け入れている

医療機関への支援策しかありません。

地域の医療機関が連携してコロナ対策を担っている観点に立ち、感染者の受入れの有無にかかわらず、全ての医療機関への減収補填を国に求めるとともに、県としても支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

本県の確保病床数は四百六十九床、即応病床は三百九十一床となっておりますが、一月十四日に南会津町でクラスターが発生したピーク時は入院が三百十一人となり、利用率は六六・五％、この時点の即応病床三百四十八床に対する利用率は八九・四％まで逼迫する事態となりました。

新規感染者は、入院することを原則とし、今後も病床を確保することが必要であると思いますが、県の考えを伺います。

東京商工リサーチの調査では、昨年一年間の県内の倒産は七十四件、休業、解散した事業所は六百三十七とされています。資金力がない中小企業は、コロナ禍で将来の事業展望が見通せず、倒産ではなく、自ら会社を休業せざるを得ないところに追い込まれています。

国民の世論と運動で実現した持続化給付金、家賃支援金は、申請期限が延長されたものの、二月十五日で終了しました。持続化給付金や家賃支援給付金について、再度の支給や要件緩和を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、福島労働局は、県内で製造業、宿泊業、サービス業など四十四社が、二月以降の見込みも含めて千三百九十一人がコロナ禍による解雇、雇い止めとなると発表しました。これは、ハローワークがつかんでいる数字だけです。特に非正規雇用者が真っ先にその対象にされています。

雇用調整助成金について、特例措置を四月以降も延長するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

売上げの減少した中小事業者に対する県の一時金について、売上げ減少要

件を緩和するとともに、事業規模に応じた支給とすべきですが、県の考えを伺います。

国の各種支援金や給付金だけでは営業を続けられません。倒産や廃業を招かないよう、中小業者への直接支援を行うべきです。ドイツは、コロナ禍の事業者に対し、前年度売上げの七五％まで国が直接補填する制度とし、ヨーロッパの各国がそうした制度を持っています。

事業所への直接減収補填を実施するよう国に求めるとともに、県としても実施をすべきと思いますが、考えを伺います。

国民の暮らしは、八年にわたる安倍自公政権の下で貧困と格差は一層広がり、そこにコロナ禍の影響が襲ったのですから、生活困窮者が急増しています。ところが、大企業の内部留保金はこのコロナ禍でも過去最大の七百二兆六千億円となり、そのうちの不要不急の積立金四百兆円のごく一部を賃上げと労働条件の改善に還元させれば、コロナ危機を打開し、日本経済も再生できます。

また、昨年十一月、株価上昇で日本の大富豪三十五人の資産が計二十兆円を突破しました。これは、日銀が株式市場に昨年一月以降だけでも六兆七千億円もの公的マネーを投入したからです。コロナ禍で大もうけをしているこれら大企業や富裕層にこそ応分の税の負担を求めれば、コロナ対策も消費税率の引下げも十分可能です。

一方、安倍政権の下で消費税八％、一〇％の複数税率制と同時に、二〇二三年十月からのインボイス制度、適格請求書等保存方式が導入されましたが、このコロナ禍でも菅政権は今年十月からインボイス発行業者の登録申請を始めるとしています。

しかし、年間売上げ一千万円以下の免税業者の一人親方やフリーランスなどは税務署からインボイスに記載すべき登録番号をもらえず、インボイス

を発行することができなくなります。そうなれば、取引先や元請、業務委託元から取引を断られたり、値引きや単価の引下げを求められるなど、結局は納税業者にならざるを得なくなります。そうなれば、たとえ赤字であっても、売上げがあれば消費税がかかるため、どちらを選択しても中小零細業者にとっては苛酷な仕組みです。

世界では、新型コロナ禍で経済危機を打開するため、既に世界の五十か国、地域が付加価値税、つまり消費税の減税を実施しているのに、日本は全く逆です。

中小企業支援の立場から、消費税率5%への減税及び適格請求書保存方式の導入の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、消費税はコロナ禍で昨年分は猶予されたものの、今年の納税は昨年分と合わせて二年分を納税することになります。コロナ禍の影響は、第三波が続く今も一層大きく、また今回の地震被害も加われば、とても二年分を納税できる現状にはありません。

消費税について、特例猶予の再度の実施に加え、減免制度の創設を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

芸術文化は人間が生きるために必要だとドイツの文化担当相が述べていますが、そもそも日本は芸術文化関係予算が少ない上、コロナ禍でも音楽、演劇、映画などのフリーランスへの支援はほとんどありません。

芸術文化などに携わるフリーランスに対する支援について、持続化給付金の再度の支給を国に求めるとともに、県としても新たな給付金を支給すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県内でも青年や有志団体などが学生向けのフードバンクに取り組み、いわき、福島、郡山などで実施されていますが、県としての支援はまだありません。

昨年末に郡山市内の日大付近で実施され、約百三十人の学生が米や食料品などを受け取っていきました。アンケートには、コロナ禍で親の収入が減っているという学生や、中には卒業後に奨学金を含めて八百万円を返済していかなければならないという学生もおりました。

経済的に困窮している学生に対する給付金の再度の支給を国に求めるとともに、県としても支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すべきですが、県教育委員会の考えを尋ねます。

新型コロナウイルス感染の終息が見えず、ますます生活が困窮する中で、最後のとりでとなっているのが生活保護です。保護費は十年連続引き下げられた上、活用するには様々なハードルがあります。

昨年末、厚生労働省は「生活保護は国民の権利です」との通知をようやく出しましたが、制度を知らない、または親族等への扶養照会があるため、生活保護を申請したいと思っても申請をためらうなど、大きなハードルになっています。国会で厚労大臣は「親族への扶養照会は義務ではない」と答弁しました。

生活保護制度を県民に広く周知し、活用を促すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

生活保護申請者が希望しない場合、親族への扶養照会をすべきでないと思いますが、県の考えを尋ねます。

障がい者就労施設も新型コロナ禍の影響をもろに受け、仕事の受注が大きく減少し続けています。そもそも二〇一八年に国が障害者自立支援法を改定し、職員の処遇改善と利用者への支払い賃金に応じた成果主義が報酬体系に導入されたことは問題ですが、せめて行政が調達を増やすべきです。

障がい者就労施設からの物品等の調達について、公的機関における調達を

増やすよう各部局及び関係団体に通知すべきと思いますが、県の考えを伺います。

ところで、菅政権はコロナ禍に乗じて行政デジタル化とその前提としてマイナンバーカードの普及を一気に進めようとしています。先端技術を国民生活向上のために生かすこと自体は否定するものではありませんが、菅政権はマイナンバーカードを健康保険証や銀行口座にひもづけし、さらに新型コロナウイルスワクチン接種の活用まで狙い、全国民に強制取得させようとしています。

しかし、国民の所得や資産、医療、教育など膨大なデータを政府に集積させることは、国家による国民監視につながる危険があります。さらに、この膨大な個人データを民間事業者と連動させれば、これまで以上に個人情報の流出やプライバシー侵害の危機にさらされます。

行政のデジタル化方針を見直し、マイナンバーカードの取得を強制しないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、東日本大震災、原発事故後十年の対応についてです。

福島第一原発の原子炉建屋などから汚染水が海にだだ漏れしていたのが発覚したのは二〇一三年でした。その年に安倍前首相がわざわざ第一原発を視察し、汚染水はコントロールされているなどと発表し、東京オリンピックを誘致したのです。

菅首相も復興に打ちかったあかしとしてオリンピック開催にこだわっていますが、十年たつ今も原発の汚染水処理問題や廃炉作業の遅れ、県内外に多くの避難者がいる福島の現状を見れば、復興に打ちかったなどと言えないことは明白です。

日本でも十八日から新型コロナウイルスのワクチンの先行接種が医療従事者から始まりましたが、ワクチンは万能薬ではありません。世界でも国内でもコロ

ナ感染は終息の見通しがいまだ立たず、ワクチンを頼りに五輪開催を展望できる現状にあるとは言えません。世論調査でも、オリンピック開催の中止、再延期を求める声が八割を超えています。

アスリートにとっても、各国の感染状況の違いによる練習環境などの格差やワクチン接種での先進国と途上国の格差があり、アスリートファーストの立場からも開催できる条件はありません。

また、医療体制が逼迫している状況から見ても、多数の医療従事者をオリンピックに振り向けること自体容易ではなく、これらの現状から我が党は開催をゼロから見直し、中止すべきと考えています。

一方、原発事故から十年目に当たり、原子力規制委員会が事故の調査を行いました。第一原発建屋の地下の土のうが劣化し破損していること、二号機、三号機の格納容器の上蓋が高い放射能に覆われていることなど、今後の廃炉作業が工程どおりに進むとは思えません。さらに、民間事故調査委員会も同様に検証し、安全神話の再来だと指摘しています。

昨年九月の生業訴訟の仙台高裁判決と今月千葉訴訟の東京高裁判決が下したように、国、東京電力は二〇〇二年七月末、国の地震調査研究推進本部がマグニチュード八クラスの大地震と十五・七メートルの高さの津波襲来の長期評価を出していたにもかかわらず、国も東京電力も身内の学者が多い土木学会の調査の知見だけを取り入れ、津波などの浸水対策を取ってこなかったことが全電源喪失という重大な過酷事故を引き起こしたのです。

原発事故から十年の節目に当たり、改めて福島原発事故は国及び東京電力による人災だと思えますが、知事の考えをお尋ねします。

菅政権は、昨年所信表明演説で二〇五〇年までにCO<sub>2</sub>排出ゼロを宣言したものの、福島原発事故への反省もなく、原発と石炭火力を中心としています。

エネルギー基本計画の見直しに当たっては、原子力と石炭火力に依存しない計画とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故から今年三月で九十年、大熊町、双葉町と帰還困難区域を除いて避難指示区域は全て解除されていますが、事故直後のピーク時は避難者が約十六万人、県内はじめ全ての都道府県に避難する事態となりました。

この十年間、何度も転居を余儀なくされ、震災関連死は被災三県で最も多い二千三百十六人、また放射能被害で将来に展望が持てないと自殺したキヤベツ農家や酪農家、高齢者など、痛ましい悲劇が次々と発生し、本県の震災関連自殺者は百十八人と、岩手、宮城の二倍になっています。

東日本大震災と原発事故がもたらした被害は、いかに県民にとって甚大で苛酷なものかを物語っています。今回の新型コロナの影響も加わり、精神的にも経済的にも限界にあると思います。

避難者の生活実態を把握し、支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島県の避難者数は約三万六千人と発表していますが、実際にはその二倍の約六万人がふるさとに戻れないでいるとも言われています。しかし、国、県と市町村が避難者と見ている数に乖離があります。

国、県は、県内の避難者について、復興公営住宅に入居したり、民間アパートや住宅を新築したり、住宅確保ができていれば避難者のカウントから外してきましたが、原発事故から十年の節目で、より避難者の実態に近づけるべきです。

東日本大震災と原発事故による避難者について、少なくとも避難元の市町村に住民票を残している方は避難者として数えるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、国家公務員宿舎東雲住宅に入居している避難者に対し、県は裁判に

提訴したり、二倍の家賃を請求したり、今度は本人の同意も得ないまま親族を訪問して退去を迫るなど、避難元の県の冷酷なやり方を改めるべきです。子ども・被災者支援法に基づき、避難者に寄り添った対応こそ必要です。

国家公務員宿舎に入居している避難者に明渡し等を求めるべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

帰還困難区域については、復興拠点区域以外も除染することや、また早期に解除方針を示してほしいとの要望が上がっています。

帰還困難区域の避難指示解除は除染を基本とし、国に解除方針を示すよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

市町村で除染した土壌が十年たつ今も仮置場や現場保管されています。二十六市町村で仮置場に五百か所、住宅の庭先や学校、公園等への現場保管は一万五千九十三か所もあります。

住宅等に現場保管されている除去土壌等について、今後の搬出の見通しをお尋ねします。

原発事故から十年、避難者が原告となり、国、東京電力を訴えた多くの裁判で、被害者に対する賠償については、いずれも東京電力に対し国の中間指針を上回る判決が下されています。

そもそも国の原子力損害賠償の中間指針そのものが実際の被害よりも小さく見積もり、東京電力はこの指針が最大だとして、賠償請求にもADRの和解案にも応じない不遜な態度を取っています。

原子力損害賠償の中間指針を見直すよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

あわせて、原発事故から十年の節目を契機に、県は四年間開催してこなかった原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、国及び東京電力が最後ま

で責任を持って賠償を行うよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、復興の在り方についてです。

未曾有の大震災、原発事故から丸十年を迎える福島の復興の現状は、海岸、港湾、被災地と中通りを結ぶ道路整備、災害公営住宅などの公共土木施設、工場立地や大型商業施設などのハード事業は国の多額の復興予算を投入して、ほぼ今年度末で完了する見込みです。

その一方で、なりわいの再建は進まず、特に水産業は海面漁業が五〇％台、水揚げ量は一四％から十七・五％に少し増えたにすぎず、県内の観光も教育旅行宿泊数は七〇％台しか回復していません。

双葉地域の医療・福祉施設についても、高齢者、介護など社会福祉施設は八〇％台、保育所など児童福祉施設は六〇％台、医療機関は二次救急医療のふたば医療センター附属病院が開所したものの、再開は三〇％台で、休止施設が多いのが現状です。

県民の暮らしとなりわいの再生という復興の第一義的な目標からすれば、大震災、原発事故前の姿には回復しておらず、様々な課題と問題点を抱えているのが原発被災県の福島の現状です。

二年前の台風災害、コロナ感染症の拡大、地震被害まで加わり、県民の暮らしやなりわいの再建、被災者の心にも大きな影響が及んでいます。被災した人たちが人としての尊厳を取り戻し、憲法で保障された幸福追求の意欲を取り戻し、再生的復興を保障するシステムを構築する人間の復興に重点を移し、誰一人取り残さない県政をつくることです。

県民の命と暮らし、なりわいの再建など、人間の復興に重点を置いた第二期復興計画をつくるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

二〇一一年八月、県が策定した復興ビジョンは、原子力に依存しない安全

・安心して持続発展可能な社会づくりの基本理念の下、「再生可能エネルギー先駆けの地」、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる健康長寿の県」の三つのスローガンを掲げたことは、オール福島の県民の願いとして歓迎され、期待も寄せられました。

ところが、二度の復興計画の見直しを経て、県は浜通りの復興のエンジンとして、イノベーション・コースト構想が復興の中心に位置づけられ、二〇一七年五月には国家プロジェクトに位置づけられました。

イノベーションは、従来の大企業呼び込み型であると同時に、廃炉事業や研究者、技術者などの新たな定住者を前提とした避難者置き去りの構想です。また、地元業者への事業参加を呼びかけていますが、資金力や技術力、人的資源不足から、地元中小企業はイノベーション関連企業の下請での参加にならざるを得ないというのが実態です。

イノベーションには、この四年間で約七百億円から九百億円、新年度の当初予算にも三百七十七億円を計上し、この五年間で計三千五百七十八億円もの国の復興予算が投入されています。これまでの県の大型事業では最大規模であり、惨事便乗型の典型です。既に復興関連の拠点施設として整備されている三春町の環境創造センター、郡山市の医療機器開発支援センター、県立医大のTRセンター、これらの施設整備費は計約三百七十億円、毎年の運営費も計三十八億円です。

さらに、イノベーション関連施設のロボットテストフィールドに百五十六億円、伝承館に五十三億円かけ整備されましたが、これらを含めた施設の運営費は年間計四十六億八千万円となります。

福島イノベーション・コースト構想関連施設の運営費については、将来県民の負担とならないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、医大に設置されたTRセンターは運営費が年間約二十三億円と他の施設より多額です。浜通りに新たな施設を設置するとの報道もありますが、これ以上新たな施設整備はやめるべきです。

医療―産業トランスレーションリサーチセンターについて、新たな施設整備は行わず、現在の施設の活用を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

来年度以降の第二期復興期間の五年間も国際教育研究拠点を整備し、イノベーションの司令塔に位置づけるとしていますが、これも新たな施設整備であり、研究施設の整備は中止すべきです。

LNG、液化天然ガスの受入れ基地が建設されましたが、CO<sub>2</sub>削減は五〇%、さらに石炭ガス化複合発電、IGCCは僅か一五%しか削減できません。そのIGCC石炭火力を広野町といわき市勿来に建設します。

世界における気候変動対策の流れに逆行する石炭ガス化複合発電所の建設中止を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、新総合計画の策定についてです。

県は、今年秋に向けて今後十年間の新長期総合計画の策定を進めています。策定に当たっては、我が県が受けた未曾有の大震災、原発事故からの十年を踏まえ、本県ならではの対策が求められます。

また、地球的規模で問われている異常気象による災害、気候変動対策、ジェンダー平等、人権、そしてSDGs、持続可能な社会、また新型コロナウイルス感染症を経て、政治や社会の在り方を根本から問う大きな県民の意識の変化も踏まえて、これらの観点を十分に反映させたものとすべきです。

以下、具体的な項目について質問いたします。

まず、福祉型県政への転換についてです。

新型コロナウイルス感染症対策で感染拡大防止、治療などの対策の最前線

に立ってきたのが保健所であり、県衛生研究所、そして医療機関です。しかし、その体制は極めて脆弱だったことが浮き彫りになりました。

自民党、公明党政権による行革推進政策、地方切捨て、財界主導で医療や福祉など社会保障費を大幅に削減し続けてきたことによ政治災害です。その結果、今回のような新型コロナウイルス感染症や異常気象による災害等が発生すると、職員は過労死寸前の対応を迫られながら、県民の命を守れない状況に追い込まれてしまうのです。

そもそも保健所は他の行政機関の中でも独立性が高く、感染症、母子、乳幼児、老人保健や精神保健、旅館、公衆浴場など生活衛生業の許可、廃棄物処理業や施設の許可、獣医衛生、薬事、毒劇物対策の立入検査の監視、許可、登録など、公衆衛生としての専門業務を実施しています。新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりを見れば、一年程度で終息できるものではありません。県はかつての半分に削減してきた保健所体制を抜本的に強化すべきです。

保健所職員について、当面の新型コロナウイルス感染症対策に必要な増員を行うとともに、公衆衛生分野での不測の事態に対応できるよう今後大幅に増員すべきと思います。県の考えを尋ねます。

あわせて、PCR検査についても、県の衛生研究所だけでは圧倒的に間に合わず、民間の検査機関への依頼を繰り返している現状です。

職員の大幅増員と自動検査機器の導入、老朽化している建物の改修など、県衛生研究所の体制と機能を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

菅政権になっても、新型コロナウイルス禍でも国の社会保障全般の改悪が進められています。新型コロナウイルス感染拡大を受け、感染者を真っ先に受け入れてきたのが公立、公的医療機関ですが、県内八つの病院が国の再編統合の対象に

なっています。

公立、公的病院の再編統合や病床削減について撤回するよう国に求めるべきですが、県の考えをお尋ねます。

また、国は全世代型社会保障制度を打ち出し、七十五歳以上の医療費の窓口負担を一割から二割へ二倍も引き上げるとしています。単身世帯は年収二百万円以上、夫婦とも七十五歳以上の場合は年収計三百二十万円以上が対象となり、一人当たり平均三万四千円の負担増となります。

二〇二二年度後半の実施を目指すとして国会に法案を提出しました。新型コロナウイルスの下で、弱者にむち打つあまりにも冷酷なやり方です。

七十五歳以上の医療費について、二割の窓口負担をやめるよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

県は、二〇一一年の東日本大震災、原発事故直後の復興ビジョンの一つに全国一子育てしやすい県を掲げました。将来にわたり子供の健康を守り、安心して産み、子育てができる環境をつくることは県民共通の願いです。

県は、二〇一一年の原発事故後、県民健康調査と十八歳以下の甲状腺検査を実施し、二〇一二年十月からは十八歳以下の医療費無料化を実施しています。これは、事故前から県民の強い要望が出され、我が党も繰り返し求めてきたもので、全国に誇れる子育て支援策の一つとなっています。今後とも継続するとともに、小中学校の学校納付金の中で最も保護者負担が大きい学校給食費の無償化を今後の県の子育て支援策の一つに加えて、実施に踏み出すときです。

県は、地方創生と人口減少対策を掲げていますが、原発事故から十年という節目に当たり、県内の子育て世代の支援策として、また他県からの若い世代の本県への移住促進策としても、学校給食費の無償化は有効です。

人口減少対策として、日本一子育てしやすい県づくりを目指すため、市町

村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

国は本来、地方自治体の施策を財政面から支える役割があります。ところが、安倍自公政権が進めてきたのは、地方創生の名で行政サービスと公共施設等の集約化を行い、広域連携と道州制にもつなげようとしています。

本県も国の行革方針を受け、公共施設の集約化を進め、その大改革の対象にしたのが県立高校の再編統合です。県は、県立高校改革と称して、生徒減少を理由に二〇二三年度までに現在二十五校を十三校へと再編統合する計画を強引に推し進めています。

しかし、市町村からは、「県立高校をなくせば過疎化や人口減少に拍車をかける」、「若者が流出し、地域産業にとつても影響が大きい」と、新地町や県南、会津、南会津など県内各地から首長も含めた地域ぐるみで県立高校の存続を求める請願が県に何度も提出されています。

これまでも人口流出などを理由に病院、農協、郵便局、ガソリンスタンドがなくなり、これに公的施設や学校などの教育施設までなくなれば、地域は一層疲弊することは明らかです。

公的施設や教育施設の廃止は地域の疲弊に拍車をかけると思いますが、地方創生、人口減少対策について知事の考えを伺います。

一方、文科省はコロナ禍で小中学校の少人数学級を求める世論に押され、現在の四十人の小学校の学級編制を今後五年間かけて三十五人にすると予算も計上しました。実に四十年ぶりの改変です。

欧米諸国は既に二十人程度学級となっており、先進国並みに真の学力を身につけさせるためにも、競争をあおる学力テストをやめ、少人数学級にこそ踏み出すべきです。

本県は既に全国に先駆け三十人程度学級を小学校、中学校まで実施してい

ます。しかし、残念ながら教員の配置は正規教員ではなく、常勤講師で対応してきました。

三十五人学級編制とする国の方針を受け、公立小中学校の正規教員を増やすべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

あわせて、県立高校段階においても全国に先駆けて取り組むべきです。

県立高等学校においても三十人学級編制を行うべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、農林水産業、商工業、観光の振興についてです。

安倍政権の六年間で、国内においては、農地、農協、種子法など、戦後の家族農業を支えてきた諸制度を次々と解体し、沿岸漁業や森林を利益本位の企業に差し出す抜本改正が強行されました。

関税ゼロを原則とするTPPや日米貿易協定、日欧EPA、日英EPAなど、多国籍企業に経済も食料も売り渡してきました。外需頼みの政策から国内需要を伸ばし、持続可能な経済の仕組みに転換するときです。

一部の競争力ある経営だけが生き残るのではなく、安心して農業に励み、農山村で暮らし続けられる条件を広げ、農業の多面的機能を生かし、農産物の価格保障を中心に所得保障を組み合わせることです。

本県はこの十年間、福島原発事故による放射能の被害を受け、農産物の価格は低迷したままです。中でも米価の低迷は深刻です。

備蓄米の買入れ数量を拡大するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、県は学校給食などにおける県産米の消費拡大にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

国連は二〇一九年から二八年を家族農業の十年に設定し、日本政府も採択しています。今世界中で気候変動による災害の頻発と新型コロナウイルス感染症拡

大を受けており、食料自給率の引上げと家族農業が見直されています。福島県が生産県として第一次産業を基幹産業と位置づけ、農林水産業の従事者を支援することです。

親元就農も含めて全ての新規就農者を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

林業の再生についてです。

本県は、放射能の影響でキノコや山菜の出荷制限が今も続いています。しかし、山林の手入れをしなければ、山は荒れ、大きな災害を引き起こす要因にもなります。出荷制限を解除された山林から里山除染と組み合わせながら、森林の再生を本格的に進める必要があります。

今長期間の森林づくりを視野に持続的な経営管理を目指す自伐型が注目されています。この取組は、大規模林業と違い、多くの林業従事者を生み出しています。

策定中の農林水産業振興計画において、持続可能な森林づくりをどのように進めるのか、県の考えを伺います。

新規就業者を含めた林業従事者の計画的な育成と定着化及び就労環境の改善に取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

水産業についてです。

原発事故による放射能被害を最も受け続けてきたのが福島県の水産業です。海面漁業は、出荷制限が全面解除され、ようやくこの春から本格操業または拡大漁業に入るとしている矢先に、おととい相馬双葉漁協で水揚げされたクロソイから五百ベクレルの放射性セシウムが検出されました。

一方、内水面漁業ははまだ出荷制限が続いています。こうした中で第一原発の汚染水を海洋放出すれば、この十年間の努力は水の泡となるとの厳しい声が上がっているのは当然です。

東日本大震災、原発事故の大きな被害を受けた漁業者の立場に立ち、国、東京電力に引き続き加害責任を求めながら本県の水産業の再生に本格的に取り組むべきです。

本県の海面及び内水面漁業の再生を支援すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

新型コロナの影響を最も受けているのが飲食業や観光業です。また、伊達市や只見町ではコロナ禍を理由にした人員削減や工場閉鎖が伝えられています。ところが、菅政権はコロナ禍を契機に中小企業の再編、淘汰を進める方針です。潰れるところは潰れても結構というわけですが、コロナ禍に乗じてこんなことは許せません。

本県は、全事業所の九九％が中小企業なのです。既に国や県が用意した制度資金や融資を受け、今度は地震被害も加わり、再建への道はますます遠のくばかりです。

県は、県内中小企業の事業継続支援にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

最後に、ジェンダー平等、人権尊重の県政についてです。

日本のジェンダーギャップ度は世界百五十三か国中百二十一位と世界最下位クラスです。それを再認識させられたのが今月三日の東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森喜朗元会長の女性蔑視発言でした。この暴言は、国内だけでなく海外メディアからも次々と批判の声が上がり、スポンサー企業からも批判の声を受け、ついに辞任に追い込まれました。そもそも男女平等原則の完全実施を掲げるオリンピック憲章にも反するものです。

ジェンダーとは、社会的、政治的につくられてきた性差別です。ジェンダー平等社会は、あらゆる分野で真の男女平等を求め、男性も女性も多様な

性を持つ人々も差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できる社会です。日本共産党は、昨年一月の党大会で綱領の一部改定を行い、ジェンダー平等社会を目指すことを明記しました。

昨年は、国連で初めてジェンダー平等の視点を取り込んだ決議が採択されてからちょうど二十年です。国は昨年十二月末に第五次男女共同参画基本計画を決定しましたが、素案に対する意見で特に多く寄せられたのは雇用と女性への暴力の根絶でした。

本県は、二〇〇二年に福島県男女共同参画条例を制定し、それに基づく参画プランを策定しています。コロナ禍で改めて明らかになったのは、最も社会で必要とされている医療・介護、保育などのケア労働や、食料品や飲食店などの職場は多くの女性労働者が支えていることです。

ところが、男女の賃金格差は是正されず、非正規雇用も多く、このコロナ禍で真っ先に解雇の対象とされ、解雇されないまでも、働く日数や賃金が減らされ、一か月数万円で生活せざるを得なくなるなど、将来への不安などから、昨年秋季以降コロナ禍で女性自殺者が急増しています。

ふくしま男女共同参画プランの改定に当たり、コロナ禍の影響による新たな課題を踏まえて策定すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、政策立案の段階から様々な意思決定の場に女性を参画させ、意見を反映させていくことが重要です。県庁内でも女性職員の意見を本県の気候変動対策や災害対応等の政策づくりにも生かすべきです。

ふくしま男女共同参画プランの改定に当たり、意思決定の場への女性参画について、さらなる拡大が図られるよう見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

DV被害女性など、保護、支援を必要とする女性たちに寄り添い、電話相談や支援活動を続けている女性団体が、原発事故から十年を節目に内閣府

の事業が今年度末で打ち切れようとしています。しかし、今回のコロナ禍で支援を求める電話相談はむしろ増加しており、DV被害を受けた女性の相談も増えています。

東日本大震災による被災女性への相談、支援事業を継続していくべきと思いますが、県の考えを伺います。

一方、DV被害を受けた人を一時保護する公的シェルターが不足しており、また市町村の窓口で女性の人権に配慮しない相談ケースもあるなど、県の支援が必要です。

一時保護所の増設や相談体制の強化など、DV被害女性を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、この女性団体はデートDVの相談も受けていますが、望まない妊娠や性暴力から子供の命と人権を守るためには、小学生の段階から学校の授業で性教育を取り入れることです。

県の男女共同参画プランには、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、つまり差別と強制と暴力を受けることなく、女性が性と生殖に関して、身体的、精神的、社会的に良質な健康環境をつくること、その権利の享受が明記されています。

性と生殖に関する健康、権利の概念を一層浸透させるべきと思いますが、県の考えを伺います。

本県は、児童虐待件数も増えています。県中児童相談所の体制も整備されますが、児童虐待とDVは同時に発生していることも多く、早期発見し、虐待や暴力から子供や女性の命と人権を守ることが何よりも優先されるようにすべきです。

県警察は、新年度に児童虐待やDV被害に対応する新たな課を設置すると思っていますが、少年女性安全対策課の設置について県警察の考えを伺いま

す。

以上伺いまして、私の代表質問を終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）神山議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査についてであります。

感染拡大防止のためには、医師の判断の下、適切な検査により感染者を早期に発見し、入院や宿泊施設での療養に速やかに移行していただくことで適切な治療や療養環境を提供するとともに、新たな感染の防止につなげることが何よりも重要であります。

このため、受診・相談センターを設置し、二十四時間体制で相談を受けるとともに、発熱等の症状がある場合はかかりつけ医等の身近な医療機関で診察や検査を受けられるよう、診療、検査医療機関を増やしてまいりました。また、感染者が確認された場合には、無症状者を含め対象を幅広く捉え、速やかに検査を実施しているところであります。

一月の南会津保健所管内でのクラスターへの対応においては、高齢化が進んでいる地域の特性から、発生施設や関係者にとどまらず、地域に所在する他の施設職員等に対しても広く検査を実施いたしました。

今後とも、県民の皆さんの不安をしっかりと受け止め、感染状況に応じて必要な検査を迅速、確実に実施することで感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

次に、福島第一原発の事故についてであります。

国会や政府事故調査委員会の最終報告書においては、東京電力の対応について、津波のリスクを認識していたにもかかわらず対策を怠っていたほか、大津波への緊迫感と想像力に欠けていた旨の指摘がなされていたこと、ま

た東京電力が公表した原子力改革特別タスクフォースによる報告においても、今回のような巨大な津波への防護が脆弱であったとの指摘がなされておりあります。

これらを踏まえると、少なくとも津波に対する備えが不十分であったことにより、原子炉を冷却する機能が失われたことは人災と受け止めるべきものと認識しております。

原子力安全規制を一元的に担ってきた国及び事故の原因者である東京電力においては、原子力発電所の事故が今もなお本県に深刻かつ甚大な被害を及ぼしていることを改めて認識し、廃炉や福島復興再生に最後まで責任を持って対応するよう求めてまいります。

次に、第二期復興計画についてであります。

間もなく震災から十年の節目となります。私は、これまで被災された県民お一人お一人の生活基盤の再建を復興の基本とする復興ビジョンの理念の下、避難地域等の復興再生を第一に掲げ、医療、福祉、教育の確保、なりわいの再生や新産業の創出などに取り組んでまいりました。

第二期復興計画におきましては、新たな総合計画の実行計画として位置づけ、復興ビジョンの基本理念も継承して、いまだ途上である複合災害からの復興を加速させてまいります。

その上で、県内原発の全基廃炉が国及び東京電力の責任の下、安全かつ着実に進められることが復興の前提であることを明記しつつ、持続可能で多様性と包摂性ある社会づくりの実現を基本方針とするSDGsの理念や目標を踏まえながら、引き続き避難地域等の復興に重点を置き、各種施策を展開してまいります。

さらに、復興の進捗に応じて生じる課題にも適切に対応しつつ、本県が有する可能性や強みを生かした新たな魅力の創造を目指し、挑戦を進化させ

ながら復興を進めてまいります。

次に、地方創生、人口減少対策につきましては、地域の実情を踏まえ、若者の流出を一層抑制し、人口減少に歯止めをかけながら地域の活力を取り戻し、持続可能な福島をつくり上げていくことが極めて重要であります。

このため、復興と地方創生を両輪に、結婚、出産、子育て支援の充実を進めながら、魅力ある雇用の場づくりによる若者の定着・還流の促進、省力化や品質向上を目指すスマート農業の推進、地域資源を生かした創業支援、福島イノベーション・コースト構想における研究・情報発信拠点や大学等と連携した新産業の創出・集積や人材育成など、しごとを創り、ひとの流れを生み出し、県民が暮らしの豊かさを実感できるよう、ふくしま創生総合戦略の下で全庁一丸となり、福島ならではの地方創生の取組を引き続き進めてまいります。

そのような中、今般の新型コロナウイルス感染症は交流や経済の停滞という大きな影を落としておりますが、一方で大都市部における人口集中の弊害や地方分散の必要性を改めて浮き彫りにし、人々の行動に変容をもたらしております。

こうした変化を的確に捉え、遊休施設を活用したテレワーク環境の充実、首都圏の専門人材や副業人材を活用した新たな人の流れの創出など、これまでの地方創生の取組をさらに進化させてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承いたします。

(総務部長佐藤宏隆君登壇)

◎総務部長(佐藤宏隆君)お答えいたします。

消費税に係る特例猶予の再度の実施及び減免制度の創設につきましては、消費税の制度管理を一元的に行っている国において、地域経済の状況など

を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

次に、経済的に困窮している学生への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、これまで行われてきた支援策に加えて、昨年末から国の学生支援緊急給付金の追加支給や無利子貸与型奨学金の再募集等が実施されております。

また、県立大学においては、独自の給付金の追加支給や大学で使用できるプリペイドカード購入助成対象の拡充を行っております。

県といたしましても、今後の状況に応じ、全国知事会を通じ国へ要望するなど、学生の支援に取り組んでまいります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

二月十三日の地震による被害につきましては、発災後直ちに災害対策本部を設置し、関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、被災した市町村へ県リエゾン職員を派遣し、被害状況の把握に努めたところであります。

また、各地で断水が発生したことを踏まえ、市町村からの給水支援の依頼に基づき、自衛隊の災害派遣を要請したほか、住家の被害認定調査等を円滑に進めるため、業務説明会を開催し、県応援職員を派遣するなど、被災市町村を支援しております。

引き続き、市町村と連携し、速やかな被災者の生活再建の支援に取り組んでまいります。

次に、福島県沖の地震に係る原子力発電所への対応につきましては、県の災害対策本部において、東京電力からの通報連絡により発電所の状況を逐次把握するとともに、現地駐在職員を福島第一原発に派遣し、現地の被害状況を確認してまいりました。

また、県地域防災計画に基づき、国と連携し、関係市町村や指定地方公共

機関に対し、発電所の地震による影響等について速やかに連絡を行ったところであります。

引き続き、状況変化に応じて東京電力から速やかに報告を求めるとともに、現地駐在職員の活用等により発電所の安全確保の状況を確認してまいります。

次に、東日本大震災と原発事故による避難者数につきましては、県内避難者について、災害救助法の考え方を踏まえ、応急仮設や借り上げ住宅へ入居されている方や、親戚、知人宅等へ避難中の方を集計するとともに、県外避難者については、全国避難者情報システム等を基に復興庁が避難者数を取りまとめております。

一方、市町村においては、住民との関係維持の観点なども踏まえ、避難先で自宅等を再建した方等も含め幅広く集計しているとお聞きしており、避難者の状況をそれぞれの観点で捉えた数字であると考えております。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

マイナンバーカードの取得につきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に「普及の加速化等を強力に推進する」とありますが、法律では本人の申請により交付するとしており、強制ではありません。

県といたしましては、行政のデジタル化を進めていく中で、本人確認の基盤として重要性が増しているマイナンバーカードの普及促進に引き続き努めてまいります。

次に、エネルギー基本計画につきましては、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギーの供給源の多様化や自給率向上、温暖化防止や地域環境の保全が図られるエネルギー需給を実現するため国が策定したものであり、その見直しについても国の責任において検討されるものと認識しております。

す。

次に、福島イノベーション・コースト構想の関連施設につきましては、これまで国家プロジェクトである本構想を実現するため、その整備費や運営費の財源負担について国と十分に協議しながら進めてまいりました。

本構想の実現に向けて取り組む中で、関連施設の運営状況を踏まえながら、新たに必要が生じた場合には、政府要望や福島復興再生協議会等、あらゆる機会を捉えて国に財源を求めてまいります。

次に、石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた世界最新鋭の技術であり、現時点においては火力発電が社会経済システムを支える安定電源としての役割を果たしていることから、引き続き環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

住宅等に現場保管されている除去土壌等につきましては、昨年末時点で保管箇所の九割以上で搬出が完了しております。

新年度においては、現場保管中のものについても土地所有者等との調整を図りながら、おおむね仮置場への搬出が進むよう、引き続き国、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、ふくしま男女共同参画プランの改定につきましては、コロナ禍の状況の中でテレワーク等により、仕事と家庭、健康を大切にする働き方が進む一方で、非正規労働者等の雇用環境の悪化やDV等の増加など、女性を取り巻く環境変化や課題があることから、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進や女性人材のさらなる育成、登用、就業継続や生活上の困難に対

する支援の充実、女性に対する暴力の根絶等について見直しを行う必要があると考えております。

今後、男女共同参画審議会等の意見を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等、女性活躍社会の実現に向け、全ての女性が輝けるようプランの改定を進めてまいります。

次に、意思決定の場合への女性参画につきましては、県の審議会等における委員の令和二年度当初の女性比率は三五％で、目標の四〇％を達成するためにさらなる推進が必要であると考えております。

ふくしま男女共同参画プランの改定に当たっては、県自らも率先して施策や方針の決定過程における女性比率の一層の向上に努めるとともに、企業や各種団体等、あらゆる組織や地域コミュニティーにおいても、意思決定過程に男女の意見がひとしく反映され、女性の参画拡大が図られるよう、男女共同参画審議会や各方面の御意見をいただきながら改定を進めてまいります。

次に、東日本大震災による被災女性への相談、支援事業につきましては、これまで実施主体である国と県及び女性支援団体が連携して相談窓口を開設し、女性が抱える様々な悩みの解決に向けた支援を行ってまいりました。

震災から間もなく十年を迎える今もなお年間千件を超える相談が寄せられているほか、コロナ禍に伴う相談も加わっており、被災女性の多様化、複雑化している相談に丁寧な耳を傾け、寄り添い続けていくことが必要であることから、新年度から県が実施主体となって事業を継続し、関係団体等と連携しながら、きめ細かな支援に努めてまいります。

次に、性と生殖に関する健康、権利につきましては、子供を産むことや思春期、高齢期等における健康問題など、生涯を通じ自らの身体について自ら決定し、健康を享受していくという権利であり、尊重すべき重要な人権

であるとの認識を高めていくことが必要であります。

このため、ふくしま男女共同参画プランの施策目標として位置づけ、県民を対象に団体等が開催する研修会への講師派遣や高校生に対するデータD  
V防止に関する次世代スクールプロジェクトなどを展開してきたところ  
であり、今後も家庭、地域、学校、行政等、あらゆる場において権利の概念  
の浸透が一層図られるよう普及啓発に努めてまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

高齢者施設と医療機関でのPCR検査につきましては、国からの要請に沿  
って、感染者が確認された場合には、保健所において迅速に調査を行い、  
無症状者を含め対象を幅広く捉え、検査を実施しているところであり、ま  
たクラスターが複数発生するなど感染拡大が見られる地域においては、重  
症化リスクが高い方が多数いる施設について職員等に対する一斉検査を実  
施しているところであり、今後とも地域の感染状況を踏まえて必要な検査  
を実施してまいります。

次に、高齢者施設でのクラスターの発生と死亡者が多い現状の分析と対策  
につきましては、県外との往来や飲食等をきっかけとした感染の連鎖が施  
設職員や入所者につながり、感染防止対策を講じても不十分な点があつた  
ことから、クラスターに拡大したものと考えております。

また、本県での死亡者は七十歳以上の方が九割以上を占め、多くが他の疾  
患を抱えた方の院内、施設内感染による事例となっております。

このため、医療機関等に対してより一層の感染防止対策を働きかけ、特に  
高齢者施設にはチェックリストでの再点検を促し、訪問により状況確認や  
具体的な助言指導を行うなど、対策の徹底を図ってまいります。

次に、PCR検査の費用につきましては、その二分の一を感染症予防事業

費等負担金として国が負担し、残りの二分の一についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、地方負担分相当額が国から交付される仕組みとなっております。

次に、感染症法の行政罰につきましては、まずは対象者に対し入院により医療を提供し、さらなる感染拡大を防ぐことや、積極的疫学調査により感染源の推定や濃厚接触者を把握し、必要な検査や医療につなげることの重要性について丁寧に説明し、理解と協力を得てまいりたいと考えております。

次に、医療機関への支援につきましては、全国知事会を通して経済的な支援を国に求めてまいりました。

こうした中、国の第三次補正予算において新たな支援金の交付事業が創設されたところであり、県としても積極的な活用を呼びかけてまいります。引き続き、医療機関を支えるための必要な支援を国に要望してまいります。次に、病床の確保につきましては、感染者の病状変化に適切に対応するため、医療提供体制の負荷を考慮しながら、入院と宿泊療養施設を適切に組み合わせ活用することが重要と考えております。

また、入院治療のための病床は病床確保計画に基づき、感染状況に応じた画的に確保しており、引き続き感染者に必要な医療を提供できるよう病床の確保に努めてまいります。

次に、生活保護制度につきましては、これまで県や各市のホームページや広報誌等により広く周知するとともに、支援を行う民生委員に対して研修等を行ってきたところです。

今後とも、必要な方に確実に保護が実施されるよう制度の周知に努めてまいります。

次に、生活保護における親族への扶養照会につきましても、申請者本人か

らの聞き取り調査などにより、扶養義務履行が期待できないと判断された場合は照会不要となっております。

また、現在国において扶養照会のより弾力的な運用の検討がなされているところであり、その動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、障がい者就労施設からの物品等の調達につきましては、今年度は新たに具体的な調達事例を取りまとめ、共同受注窓口を含めて紹介するリーフレットを作成し、各部局に周知するとともに、県のホームページにも掲載したところです。

今後は、関係団体にも施設から調達できる物品や役務について情報提供してまいります。

次に、保健所職員の増員につきましては、保健、医療等に対するニーズに適切に対応できるよう、保健所の体制を見直しながら必要な職員の確保に努めてまいります。

また、コロナ禍での急激な業務増においては、保健所内の業務の再配分や協力体制の構築を図るとともに、他所属からの応援派遣や会計年度任用職員の採用等も行って対応してきたところであり、今後とも様々な課題を見据えながら適切に対応してまいります。

次に、県衛生研究所の体制と機能の強化につきましては、所内の人員体制を見直し、検査担当職員を増やすとともに、検査手法の実地研修により人材の育成を図っております。

また、施設の耐震化等を計画的に実施するとともに、検査機器の更新及び増設、新規導入により、効率的で安定的に検査を行うための機能強化を図ってまいります。

今後とも、各種検査を円滑に実施できるよう体制と機能の強化に取り組んでまいります。

次に、公立、公的病院の再編統合や病床削減につきまして、新型コロナウイルス感染症等を踏まえ、現在国において今後の医療提供体制について議論を行っているところであり、県といたしましては、国の動きを注視しながら、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築するために、引き続き関係機関と丁寧な議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、七十五歳以上の医療費における二割の窓口負担につきましては、医療保険制度改革関連法案が今国会に提出されていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

持続化給付金及び家賃支援給付金につきましては、全国知事会を通して年度の支給や要件緩和について国に要望しているところであります。

次に、雇用調整助成金の特例措置の延長につきましては、全国知事会を通して国に求めてきた結果、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長すると既に国が発表しており、事実上四月末までの延長が決定しております。

次に、売上げの減少した中小事業者に対する県の一時金につきましては、国の一時金と同様に、本年一月または二月の売上げが五〇％以上減少していることを要件とし、法人と個人事業者との間には差を設けず、一律二十万円を交付することとしております。

次に、事業者への直接減収補填につきましては、補填等の制度化を全国知事会を通して要請した結果、飲食店等に対する現行の協力金制度が創設されたところであります。

次に、消費税率及び適格請求書等保存方式につきましては、国において地域経済や中小企業者への影響等を十分配慮の上、判断されたものと考えて

おります。

次に、フリーランスに対する支援につきましては、全国知事会を通して持続化給付金の再度の支給等について国に要望しているところであります。

次に、医療―産業トランスレーショナルリサーチセンターにつきましては、県立医科大学が医薬品等の開発を支援する拠点として整備した施設であり、本施設における基盤技術の研究等を通して医薬品関連産業の創出に努めているところであります。

次に、県内中小企業の事業継続支援につきましては、事業者の事業継続や販路開拓等に対する伴走型支援、小規模事業者への補助などにより、地域の商工団体等と連携して、きめ細かな支援を実施しているほか、新年度は長期化する新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、県制度資金の融資枠を大幅に拡大して事業者の資金需要に応えていく考えであります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

備蓄米の買入れ数量につきましては、市場から隔離されることにより、米の需給環境の改善につながることから、拡大する必要があると考えております。

このため、国に対し、備蓄米の買入れ数量の拡大について県独自に、さらには全国知事会などを通じて要望を行ってきたところであり、今後も機会を捉え要望してまいります。

次に、学校給食などにおける県産米の消費拡大につきましては、これまで取り組んできた米をはじめとする県産農林水産物を活用した給食に対する支援の成果もあり、平成三十年以降は学校給食での県産米の使用率が一〇〇%となっております。

今後は、小中学校での学校給食に加え、保育所等にも支援を拡大し、県産

米のさらなる消費拡大につなげてまいります。

次に、新規就農者への支援につきましては、就農者が適切な経営計画を持ち、技術を習得することが重要であることから、将来を見据えた就農計画の策定支援をはじめ資金計画のアドバイス、機械、施設取得の助成、普及指導員による技術指導等を行っております。

今後も技術の向上や定着を図るため、農業短期大学の研修機能や地域のサポート組織の相談機能を強化し、新規就農者が本県農業を支える人材として意欲を持って営農できるよう支援してまいります。

次に、持続可能な森林づくりにつきましては、森林・林業の再生はもとより、地方創生やSDGsの観点からも重要であります。

このため、策定中の農林水産業振興計画では、ふくしま森林再生事業などの森林整備の推進、治山事業等による山地災害の防止、成長に伴い太くなった木材に対応した加工施設の整備等による木材利用の推進や林業アカデミーふくしまを核とした林業人材の育成などを施策の柱と位置づけ、きつて、使って、植えて、育てる森林の循環利用を推進し、持続可能な森林づくりに取り組む考えであります。

次に、林業従事者の育成と定着化につきましては、引き続き事業体における職場内実務研修への支援や高校生を対象とした現場見学会の実施などに取り組むほか、令和四年度に開講する林業アカデミーふくしまにおいて専門的な技能や技術の習得に向けた研修を実施することとしております。

また、就労環境の改善につきましては、退職金共済制度への加入促進や安全衛生指導員の養成など、福利厚生の実充や安全衛生対策の向上に努めてまいります。

次に、海面及び内水面漁業の再生につきましては、モニタリング検査等による県産水産物の安全性の確保と風評対策を柱に取り組んできたところで

あります。

今後は、海面漁業については、操業拡大に向けて、増産した魚の販売対策への支援などを、内水面漁業については、遊漁の再開と遊漁者の増加を図るため、出荷制限指示の早期解除に向けた取組や稚魚放流などの支援を強化してまいります。

（原子力損害対策担当理事高荒由幾君登壇）

◎原子力損害対策担当理事（高荒由幾君）お答えいたします。

原子力損害賠償の中間指針につきましては、昨年十二月に実施した原子力損害対策協議会の要望活動において、原子力損害賠償紛争審査会に対し、現地調査や判決の内容の精査などを通して本県の現状をしっかりと把握するとともに、適時適切な見直しを行うよう求めたところであります。

引き続き、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、今年度も要望、要求活動を実施し、東京電力に対し、損害がある限り賠償を継続することを改めて確認するとともに、国に対しても、最後まで責任を持って東京電力を指導するよう求めたところであります。

今後とも、関係団体等と連携しながら、協議会の活動等、あらゆる機会を通して、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

（避難地域復興局長安齋浩記君登壇）

◎避難地域復興局長（安齋浩記君）お答えいたします。

避難者の生活実態につきましては、これまでも住民意向調査や生活再建支援拠点における相談対応、復興支援員による戸別訪問などを通し、個別化、複雑化している避難者の事情に応じながら課題の丁寧な把握と解決に努め

ているところであり、今後とも関係機関と緊密に連携し、きめ細かな支援を行ってまいる考えであります。

次に、国家公務員宿舎に入居している避難者につきましては、災害救助法に基づく応急救助の考えの下、あくまで一時的な住宅として入居されているものであることから、早期に安定した住まいを確保し、生活再建を図ることができるよう、引き続き関係自治体等と連携しながら、避難者一人一人の課題に応じた支援を行ってまいります。

次に、帰還困難区域の避難指示解除につきましては、放射線量の低下、除染や生活環境の整備、地元との十分な協議の三つの要件に基づき実施されるものと考えております。

今後とも国に対し、各自治体の意見を尊重しながら丁寧に協議を重ね、除染を含めた具体的方針を早急に示し、帰還困難区域全ての避難指示解除について責任を持って対応するよう求めてまいります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

DV被害女性の支援につきましては、一時保護所を県内一か所に設置し、被害者が遠隔地に居住する場合には、保健福祉事務所等の職員が送迎し、広域的に二十四時間体制で確実な保護に努めております。

また、女性のための相談支援センターのほか、県内九つの配偶者暴力相談支援センターやDV担当の相談員を配置している市町村において専門的な相談や対応に努めるなど、DV被害女性の支援体制の強化に取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

大学生等を対象とした給付型奨学金につきましては、国の制度において新

型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生等についても支援対象とされているところであり、この制度の周知を図りながら支援に努めてまいります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、公立小中学校における正規教員の増員につきましては、国によるいわゆる標準法の見直しにより、小学校において正規教員が占める割合は増えていくものと認識しております。

引き続き、児童生徒数や退職予定者数の推移及び国の動向等を見極めながら正規教員の採用に努めてまいります。

次に、県立高等学校における三十人学級編制につきましては、いわゆる標準法において一学級の生徒数が四十人とされていることから、困難であると考えております。

（警察本部長和田 薫君登壇）

◎警察本部長（和田 薫君）お答えいたします。

少年女性安全対策課の設置につきましては、児童虐待事案や女性が被害者となりやすいDV、ストーカー事案など、人身の安全を早急に確保する必要が認められる各種事案のほか、少年の福祉を害する犯罪等に関する事案、子供や女性に対する犯罪の前兆となるつきまとい事案等について迅速・的確に対応するとともに、これらが相互に関連する場合も見られることから、こうした事案に一元的に対処する体制を確立するため、少年課を改組して新たに少年女性安全対策課を設けることとしたものであります。

◎四十九番（神山悦子君）再質問させていただきます。

最初に、危機管理部長にお聞きしたいと思います。

二月十三日に発生した福島県沖の地震に関して、原子力発電所に関する県の対応についてお聞きいたしました。部長の答弁だけでは何事もなかったように思いますが、あつたとき最初に報道があつたのは、核燃料プールから水漏れがあつたというのを聞きました。

ところが、最近になって格納容器の窒素注入の低下によることから、ひび割れがあつたのではないかと、つまりそれが十年前の地震による傷だつたのではないかということもありまして、これは本当に重大な問題だと思つたのです。県はそういう通告を受けたのかどうかがよく分かりません。いつ受けられたのか、何日もたつてから発表というのも、私も納得できません。報道によれば、原子力規制委員会が東電を呼んでただした中で明らかにして、それが報道された。県自身もそれくらいやるべきだし、県自身がつたら、その時点で対応すべきだし、報道もすべきだと思うのです。その点についてのお考えをもう一度お聞きしておきたいと思つた。

私は、県としては、その担当がいるわけですから、重要機器のところの点検箇所をどうやって調べるのかというのは多分チェックリストにあるのではないですか。県が見た、そういう対応をちゃんとやつた上でどうかという、こういうことを県民に知らせるのが県の役割だと思つたので、もう一度お聞かせください。

それから、知事に対してもう一度再質問させていただきます。

PCR検査の拡充について御答弁いただきました。でも、やはり知事の答弁を幾ら聞いても、発熱があつた場合とか、感染拡大した場合とか、こういう前提条件がまだ取れていないわけです。

私たちが言っているのは、無症状者の、まだ発症していない人も含めて広域的に、そしていつでも定期的にやる、せめて医療機関や高齢者施設には

優先して何回もやる、これを定期的に一齐にやると。そういう戦略が必要だと私は申し上げたつもりです。その範囲を超えなければ、何らかの発生がなければやらないということでは、少し拡大しただけではこの感染は収まらないと思うのですけれども、そういう対策本部での検討とか戦略とか、知事としてそういう戦略を持ってやるとか、そういうことが見えてきませんが、私その点では知事の答弁ではまだまだ感染が広がりがねないと思いますので、この点に関してもう一度お答えください。

それから、知事にもう一つですが、原発事故は国、東京電力による人災だとの認識、知事として初めてだと思えますが、認識いただきました。前知事の下でも長谷部元議員が質問させていただいて、同じような答弁をいただきました。

私は、この認識は非常に大事だと思うのです。知事が、国、東京電力が必要な対策を怠ってきたことが自然災害ではなくて人災だと、そういう立場でこの十年間もやってきたと思えますし、今後の十年間もむしろそういう立場でやるというのが非常に大事だと思っています。それは、国、東京電力の加害責任を国、県としてちゃんと果たさせると、知事としてのその立場が重要だと思えますが、もう一度お答えいただければと思います。

もう一つ、人間の復興についてです。

なりわいの再建や今後の復興の在り方について、ハード面は整備されましたが、ぜひその点でも本当に十年たって、これからは人への支援、つまり避難者も県民もこの十年間でどんな大変な思いをしてきたのか、ハード面の整備はずっとやってきたので、今年度末で間もなく完成するわけです。それは目に見えたハードかもしれません。その活用もあるかもしれません、被災者自身から話を聞くとか、それから避難地域の住民の皆さんと懇談して、こういう復興の在り方をつくるべきとか、知事のそういう姿をき

ちんと見せること、そうやって県民全体で被災地も含めた復興をつくっていくこと、私は今ちようどそういう時期だと思いますが、もう一度お聞かせください。

◎知事（内堀雅雄君） 神山議員の再質問にお答えいたします。

PCR検査に当たっては、医師の判断の下、検査が必要な方がしっかり検査を受けられるようにすることが重要であります。

地域における感染状況に応じて必要な検査対象を適切に捉え、確実に検査を実施してまいります。

また次に、原子力安全規制を一元的に担ってきた国及び事故の原因者である東京電力において、廃炉、そして福島復興再生に最後まで責任を持つて対応するよう、県として求めてまいります。

また、第二期復興計画の進め方ではありますが、私自身知事に就任してから毎年被災地を巡り、市町村長さん、また地域の皆さんと丁寧に意見交換を行っております。

こういった知見も生かしながら、第二期復興計画において、生活基盤の再建、また被災地の再生に向けて、福島県の復興を着実に進めることができよう、しっかりと取り組んでまいります。

◎危機管理部長（大島幸一君） 再質問にお答えいたします。

このたびの地震に係る原子力発電所に対する県の対応についてであります。今回の地震につきましては、地震直後に県で災害対策本部を立ち上げまして、その中で原子力班及び県の駐在職員が原子力発電所の状況について東京電力から情報収集を行ってまいりました。

また、東京電力からパトロールの結果、設備安全上、周辺環境への影響がないという報告を受けた後にも地震の影響による被害の報告がなされております。

先ほどおただしになりました原子炉の一号機、三号機の格納容器の水位の低下につきましては、二月十九日に東京電力から県に対して報告を受けております。

その後、県といたしましては、東京電力の職員を県庁に呼びまして、格納容器の水位低下の情報について確認をするとともに、現地駐在職員を福島第一原発に派遣をして、運転パラメーターに加え、格納容器の水位の変化、放射線量等の推移などについて情報収集をさせております。

また、原子力規制庁に対しても情報収集を行い、内容についての確認を行ってきたところであります。

◎四十九番（神山悦子君）再質問させていただきます。

危機管理部長にお尋ねいたします。

今回の一号機等の格納容器のひび割れに関して、東京電力は二月十九日に県に報告があつて、それは県は発表されたということですか。もう一つ大変な問題は、昨年設置した二つあつた地震計が壊れていて、今回のデータが取れなかった。これは本当に緩んでいると思います。

いずれ東日本大震災級の大きな地震があるということは分かっていたはずです。十年目、直前になって、こういう大きな地震に見舞われ、まだ余震が続くとも言われているわけです。この地震計、何でこんなことになつていたのか、県は知らなかったのですか。それから、県はそれに対してどんな指示をしたのですか。

地震計、ちゃんと壊れていたのならやるというふうにやるべきだし、いずれにしても県のその厳しい監視の態度というか、それがなければ、安全な廃炉も、地震への備えも、県民を避難させることもできないではありませんか。もう一度お聞かせください。

知事にお尋ねいたします。

三つお答えいただきましたけれども、もう一つ、地方創生、人口減少対策について、私も最初に質問させていただきました。知事はいろいろおっしゃいましたけれども、私は公的施設とか教育施設、中でも高校統廃合のことは、教育長にもただしてまいりましたし、この統廃合については、そもそもが県の公的施設の管理計画を見直して、長寿命化を図るとか、または廃止するとかという中でこれが取り上げられてきたわけです。

だから、知事もそういう立場で、地域がどうなるのかという、そういうところで教育長にもちゃんと諮るべきだし、教育委員会任せでもいけないと思うのですけれども、そういう意味の地方創生とかこれからの人口減少対策には、やっぱりその地域が疲弊しないような施設はちゃんと残す、しかも教育機関は大事なその地域の文化の象徴なのです。ずっとそれでやってきたではないですか。

ここに来て突然発表を受けた地域では大変な問題だと感じて、だから首長から教育長にも申し上げたし、なくした後の対策は知事おっしゃいますけれども、なくさない対処、こういう方針を示すべきではないですか。それが本当の地方創生であり、今後の人口減少対策になるのだと私は思うのですけれども、知事のその点をもう一度確かめておきたいと思えます。

◎知事（内堀雅雄君） 神山議員の再質問にお答えいたします。

人口減少が続く中において、現場主義を徹底し、各地域の実態を踏まえながら、地域の魅力創出や交流人口の拡大など、地方創生の取組を着実に進めていく、これによって持続可能な福島をつくり上げていくことに力を尽くしてまいります。

◎危機管理部長（大島幸一君） 再質問にお答えいたします。

格納容器の水位低下につきましての経緯でございますけれども、東京電力が地震発生後、常時監視している中で、格納容器内の温度が一号機は十五

日以降に、三号機は十七日以降に低下傾向にあることが確認され、十九日に水位が低下傾向にあると判断し、県に対して連絡をしたものであります。県としては、こうした状況を受けて、先ほど申し上げたような対応をしまいったところであります。

また、福島第一原発の三号機に設置されている地震計の故障につきまして、第一原発につきましても、六号機地震計の観測データをもって地震後の所内全体の安全確認を行うということとされております。

三号機の地震計につきましては、原子力規制庁の指示により、事故を起こした号機への影響を確認するために設置されたものだったというふうに確認をいたしております。

なお、東京電力においては、三号機地震計の再設置について早急に検討するとしております。県といたしましては、その復旧の状況について確認をしまいたします。